

介護給付費等の過誤申立について

●概要

国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）に行った介護給付費等の請求が審査決定された後、その内容に誤りがあった場合、事業所は市町村に対して過誤申立を行い、その請求を取り下げる必要があります。過誤申立の種類や提出書類は次のとおりです。

●過誤申立の種類

過誤調整には、「通常過誤」と「同月過誤」の二通りの方法があります。

通常過誤

請求の取り下げ（過誤申立）のみを行う処理です。再請求が必要な場合は、過誤処理された結果（過誤決定通知書）を受け取った後、翌月以降に国保連へ再請求を行ってください。

提出期限：過誤処理月の当月15日

同月過誤

請求の取り下げ（過誤申立）と国保連への再請求を同じ月に行う処理です。事業所は過誤申立書を20日までに福祉介護課介護保険係へ提出し、翌月の10日までに国保連へ再請求を行ってください。（国保連へ別途「同月過誤確認書」の提出が必要です。）

※同月過誤を行う場合は事前に福祉介護課介護保険係へご連絡ください。

提出期限：過誤処理月の前月20日

●提出書類

「介護給付費／介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立書」

●過誤申立にかかる注意点

- ・審査中の請求や返戻になった請求は過誤の対象外です。
- ・過誤は請求明細書単位で行うため、「加算だけ」「日数だけ」など一部だけの取り下げはできません。
- ・申立書では給付管理票の取り下げはできません。

【問い合わせ】

阿賀町福祉介護課介護保険係
電話 0254-92-5763